

毎週火、金曜日発行（但休日になると）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（翌日）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 結核予防法の規定による定期外の健康診断等の実施
- ◇公安告示 風俗営業等取締法の規定による聴聞会の開催
- ◇公告 鳥取県行政書士試験合格者

告示

鳥取県告示第六百四十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条及び第十四条の規定に基づく定期外の健康診断及び予防接種を次のとおり実施する。

昭和三十六年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 健康診断及び予防接種を受けるべき者

- 1 理容師、美容師及びその家族
- 2 あんま師、はり師、きゆう師及びその家族
- 二 健康診断及び予防接種の実施期日
昭和三十六年十一月一日から昭和三十七年二月末日まで
- 三 健康診断及び予防接種の実施場所
鳥取保健所
- 四 健康診断及び予防接種の実施区域
鳥取保健所管内一円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

風俗営業取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十六年十一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の本籍住所及び氏名

